

利用料について

居宅介護支援センター和らぎ（居宅介護・重度訪問介護・行動援護）

【利用料金】

- 介護給付費支給対象サービスに関する利用料金（厚生労働省令で定める基準額）

利用時間	身体介護 通院等介助 (身体介護有)	家事援助	通院等介助 (身体介護無)	行動援護	重度訪問介護		
					基本	著しく重度の者 (+15%)	区分6の者 (+8.5%)
30分未満	245単位	101単位	101単位	253単位	183単位		
30分以上45分未満	388単位	146単位	189単位	401単位			
45分以上1時間未満		229単位		264単位	584単位	273単位	
1時間以上1.25時間未満	564単位	264単位					
1.25時間以上1.5時間未満		644単位			731単位	364単位	
1.5時間以上2時間未満	724単位						
2時間以上2.5時間未満	804単位			879単位	455単位		
2.5時間以上3時間未満							
3時間以上3.5時間未満	市町村が特に必要と認めた場合、 市町村が特に必要と認めた場合、 884単位に30分を増すごとに80単位を加算	市町村が特に必要と認めた場合、 298単位に15分を増すごとに34単位を加算	331単位に30分増すごとに67単位を加算	1027単位	546単位	基本の額に15%を加算した額	基本の額に8.5%を加算した額
3.5時間以上4時間未満				1175単位	636単位		
4時間以上4.5時間未満				1323単位	728単位		
4.5時間以上5時間未満				1472単位	813単位に30分を増すごとに85単位を加算		
5時間以上5.5時間未満				1619単位			
5.5時間以上6時間未満				1767単位			
6時間以上6.5時間未満				1915単位			
6.5時間以上7時間未満				2063単位			
7時間以上7.5時間未満				2211単位			
7.5時間以上8時間未満				2360単位			
				2506単位			

○特定事業所加算

当事業所が、以下の条件に合致する月は、上記に記載するサービス利用料金に、次の割合で、加算されます。

項目	加算割合（月額）	条件
特定事業所加算Ⅰ	20%	体制要件、人材要件、重度対応要件のいずれにも適合する場合
特定事業所加算Ⅱ	10%	体制要件、人材要件に適合する場合
特定事業所加算Ⅲ	10%	体制要件、重度対応要件に適合する場合
特定事業所加算Ⅳ	5%	体制要件、中重度対応要件に適合する場合

○その他 サービス利用料に関する注意事項

1. 日中時間帯以外の加算（居宅介護・重度訪問介護のみ。行動援護は日中以外のサービス利用は想定されていません。）
 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で、加算されます。
 - ・午後 6時から午後10時まで、午前6時から午前8時まで … 25%を加算
 - ・午後10時から午前 6時まで … 50%を加算

2. 重度訪問介護について（移動中の介護を実施した場合、下記の単価が加算されます。）。

- ・1時間未満……………100単位
- ・1時間以上1時間30分未満…125単位
- ・1時間30分以上2時間未満…150単位
- ・2時間以上2時間30分未満…175単位
- ・2時間30分以上3時間未満…200単位
- ・3時間以上…250単位

3. 2人のヘルパーによる介護

1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合（受給者証に記載されています）、同時に2人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額を頂きます。

4. 初回加算（200単位/月）

新規に居宅介護等計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が●初回もしくは、●初回の居宅介護等（以下、「サービス」といいます）を行った日の属する月にサービスを行った場合または、●当事業所等のその他の従業者が初回もしくは初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った際に、サービス提供責任者が同行した場合に、加算されます。

※なお、過去2ヶ月に和らぎのサービスを受けていない場合は初回加算の対象となります。

※また、居宅介護と行動援護といった複数のサービスをご利用されている場合、それぞれのサービスにおいて初回加算の対象となります。

※サービス提供責任者の同行訪問については、従業者のサービス提供に要する時間を通じて滞在しない（利用者の状況等を確認したうえで、途中で現場を離れる）場合もあります。

5. 緊急時対応加算（居宅介護（身体介護・通院等介助（身体介護有）のみ）・行動援護・重度訪問介護）

利用者またはご家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が居宅介護等計画の変更を行い、従業者が、利用者の居宅介護等計画において計画的に訪問することとなっていないサービスを緊急に行った場合は、利用者1人に対し、1ヶ月につき2回を限度として、1回につき100単位が加算されます。

6. 特別地域加算（1回につき15%）…対象者については受給者証に記載。

7. 福祉専門職員等連携加算（居宅介護のみ 564単位/回）

初回のサービスが行われた日から起算して90日の間、3回を限度としてサービス提供責任者に係る障害特性の理解や医療機関等専門機関との連携、従業者への技術指導等の課題に対応するため、精神障害者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合に加算されます。

8. 行動障害支援指導連携加算（重度訪問介護・行動援護）

重度訪問介護の場合はサービス提供責任者と「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」の作成者が、行動援護の場合は、「支援計画シート」等の作成者と重度訪問介護事業所のサービス提供責任者が、連携して利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合に、下記の通り加算されます。

（重度訪問介護サービス） 584単位/回 ただし初回から30日間の間で1回が限度

（行動援護サービス） 273単位/回 ただし移行する日の属する月につき、1回を限度。

8. 利用者負担上限額管理加算（150単位/月）

9. 福祉・介護職員処遇改善加算（ひと月につき）

（居宅介護サービス） (I) +所定単位×221/1000 (II) +所定単位×123/1000

（重度訪問介護サービス） (I) +所定単位×140/1000 (II) +所定単位×78/1000

（行動援護サービス） (I) +所定単位×185/1000 (II) +所定単位×103/1000

10. 医療連携（喀痰吸引等支援）体制加算（身体介護、通院等介助（身体介護を伴う）、重度訪問介護、行動援護において算定）

たんの吸引等が必要な利用者の方に対する支援体制に対し利用者1人1日当たり100単位の加算がされます。